

申告相談日程表

会場：研修センター 2 階（御前崎市役所西側）
時間：8 時30分～15 時（11 時30分～13 時は受け付けません）

対象地区	相談日	対象地区
新野地区	2月16日(金)	女岩区
	19日(月)	広沢区
東町 本町 早苗町	20日(火)	新谷区
	21日(水)	
	22日(木)	薄原区
	23日(金)	中原区
中町 大山	26日(月)	白羽区
	27日(火)	
高松地区	28日(水)	白浜区
	3月1日(木)	新神子区
佐倉一区 佐倉三区	2日(金)	上岬区
	5日(月)	下岬区
佐倉二区 桜ヶ池	6日(火)	大山区
	7日(水)	
比木地区	8日(木)	西側区
	9日(金)	全地区
朝比奈地区	12日(月)	
全地区	13日(火)	
	14日(水)	
	15日(木)	

【会場駐車場について】申告期間中、研修センター前駐車場は大変混雑します。市役所南側駐車場をご利用ください。

所得税の確定申告書は 国税庁ホームページで作成できます！

国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば・・・

1. 税務署に出向く必要なし！（作成した申告書などは、自宅のパソコンから e-Tax で送信することができます。また、印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。申告期間中は、休日も含め24時間いつでも利用できます。）
2. 正確な申告書が作成できる！（画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算されます）

※市の申告会場でも、e-Tax による電子申告を実施しますのでご利用ください。

◎作成した申告書の郵送先

〒436-8652 掛川税務署あて（所在地記載不要）

医療費控除は領収書が提出不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- ※医療費の領収書は、自宅で5年間保存してください。
- ※健康保険組合などが発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すると、明細の記入を省略できます。

セルフメディケーション税制が創設されました

医療費控除の特例に関する制度です。詳細は掛川税務署へお問い合わせください。

掛川税務署からのお知らせ

照会 掛川税務署 ☎0537②5141
※自動音声に従ってください。

掛川税務署 確定申告会場のご案内

平成29年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告会場は次のとおりです。

◎場所 JA掛川市茶業研修センター（掛川市千羽609の1）

◎期間 2月16日(金)～3月15日(木)
※土、日は除きます。また、2月9日(金)～2月15日(木)の期間に事前説明会を開催します。

◎時間 9時～17時(受付16時まで)
会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

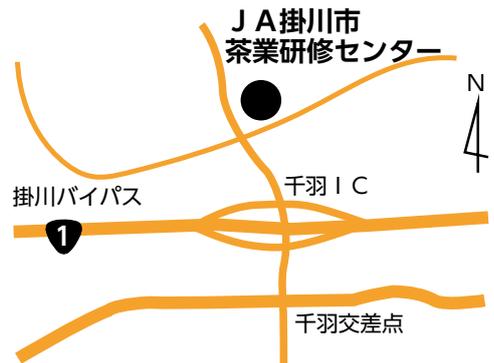
なお、期間中、掛川税務署では、申告相談はできませんのでご了承ください。

事前説明会のご案内

平成29年中に住宅ローンなどを利用してマイホームを取得(新築または購入)され、住宅借入金等特別控除を受ける人、医療費控除や年金所得などの還付申告を受けようとする人を対象に事前に、確定申告書の作成方法を説明します。

- ◎住宅借入金等特別控除の持ち物
- ◎住民票の写し(個人番号の記載不要)
- ◎家屋の登記事項証明書(原本)
- ◎工事請負契約書(写)
- ◎売買契約書(写)
- ◎住宅ローンの年末残高証明書
- ◎国・地方公共団体から補

〈開催場所位置図〉



申告、納税期限

- ▼所得税、贈与税
平成30年
3月15日(木)まで
- ▼消費税、地方消費税
平成30年
4月2日(月)まで

※その他、右ページの「確定申告に必要な物」を参照してください。

▼認定長期優良住宅を取得された人
①長期優良住宅建築等計画の認定通知書(写) ②住宅用家屋証明書(写) または、認定長期優良住宅建築証明書

▼年末残高証明書